

# 第53回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

平成24年12月25日(火曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 110 号 佐用町附属機関設置条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 112 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 113 号 佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 115 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 116 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 117 号 佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 118 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 123 号 佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 124 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 120 号 佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 121 号 佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 122 号 佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 125 号 佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 14. 請願第 3 号 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書（委員長報告）
- 日程第 15. 発議第 5 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 16. 発議第 6 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労さんでございます。

第 53 回 12 月定例会も本日、最終日を迎えました。休会中におきましては、各 3 委員会とも付託をされました案件につきまして、十分ご審議をいただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

今日、その結論が出るわけではありますが、もう 1 点、佐用町議会の委員会条例の一部改正ということで、審議を願うわけではありますが、よろしくお願いをしたいと思います

す。

それでは、始めさせていただきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは直ちに日程に入ります。

- 
- 日程第 1. 議案第 110 号 佐用町附属機関設置条例の制定について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 112 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 3. 議案第 113 号 佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） まず日程第 1 ないし日程第 3 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定についてから、日程第 3、議案第 113 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例につきましての 3 件を一括議題といたします。

議案第 110 号、第 112 号、第 113 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

ただ今、議長から指示をいただきましたので、第 53 回、総務常任委員会に付託いただきました議案 3 件の審査報告をいたします。

まず、会議は、平成 24 年 12 月 11 日火曜日、役場 3 階委員会室において、午前 9 時 28 分から 10 時 20 分に閉会いたしました。

当局より、町長、副町長、教育長、総務課長、教育課長、教育課企画総務室長、更に、企画防災、健康福祉、農林振興、商工観光、建設課各課長及び天文台公園参事の出席を願いました。

なお、事務局からは、局長、局長補佐であります。

それでは、議案第 110 号より順を追って報告いたします。

議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定についてであります。

佐用町の現状は、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関と、要綱等により設置する附属機関に準ずるものがあり、それぞれの使命と役割に応じ、適切に運営している。しかし、現在の委員会等の中には、時代とともに必要性が低下したもの、位置づけを明確にする必要があるもの等があり、報酬の支払いの根拠の明確化も含め、所轄する部署において、会議の形態や審議事項等を附属機関の要件に照らして、精査、検討を重ねた結果、今定例会に、議案第 110 号として、佐用町附属機関設置条例として提案するものであるという提案説明がありました。

そこで、質疑に入りました。主な質疑をご報告いたします。

詳しい説明では、全部で 50 の機関があるが、その内、16 機関を条例化した理由は。答弁として、50 の内、34 機関について、個別の条例で、既に規定しているので、精査、検討の結果、提案別表に挙げる 16 件であると。

続いての質疑です。50 機関を含め、要綱や条例は、個別に存在するのか。特に、今回の 16 機関において、条例、規定はどうなっているか。答弁として、条例の規定がないので、精査の結果、条例をもって制定したいとの答弁がありました。

続いて、質疑です。別表中、公共交通対策会議、歯科保健センター運営協議会、地域農業再生協議会、町営住宅入居者選考委員会、城跡保存整備委員会、教育委員会評価員は、条例、規定、要綱はないのか。ないとして、今回、規定すると理解していいのか。答弁として、公共交通対策会議は、規程、規約が存在する。しかし、その中に、費用弁償等が記載されていないので、精査、検討の結果、一本化したこの条例を運用したい。歯科保健センター運営協議会は、要綱がなく、協議会が設置されていた。これを運営委員会で確認した結果、要綱を早急に準備したい。地域農業再生協議会は、11 月 1 日付で要綱を設置した。町営住宅入居者選考委員会は、佐用町営住宅条例施行規則に、選考委員会の設置、任務、構成等を定めている。教育委員会評価員は、教育委員会の規則の中で謳っている。また、城跡整備委員会については、要綱の中にあり、この整備委員会は、必要に応じて開催するとされており、17 年度要綱制定後、会議の開催は行っていない。

質疑です。予防接種健康被害調査委員の任期、審査終了までとなっているがと。答弁として、設置目的は、予防接種の事故の審議、そして発生時、適切な処置を行うとしており、今日まで、そういった事案もなく、事故があった時は、その審議終了までが任期と考えていると。

ここで、質疑を終了し、討論といたしました。

賛否の討論もなく、採決に入り、採決の結果、議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定については、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第 112 号の審査に入りました。議案第 112 号は、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案説明として、この 112 号議案は、議案第 110 号の条例制定に関連し、これに関する委員、構成員の身分は、非常勤の特別職の職員と位置づけられており、地方自治法第 203 条の 2 の規定により条例に定めて支給することが求められており、本条例の一部改正は、附属機関に位置づけされている委員会等の委員、及び構成員の報酬額の規定で、既定の非常勤特別職の報酬との整合性に留意し、この一部改正案を上程するという提案説明であります。

質疑として、農業振興地域整備促進協議会、公共交通対策協議会、消防組織諮問委員会等は、以前から、条例規定の額の支払いであったか。答弁として、農業振興地域整備促進協議会の支払い根拠は、参考資料の記載をもって行ったと。公共交通対策協議会は、はっきりとした決めがなかったので、この条例化を根拠としたい。消防組織諮問委員会は、規定であったので、新たに条例によって決定する形となると。

質疑であります。新たに規定することはいいことであるが、今まで、どの自治体でも規定のない公金支出は違法だとなっている。答弁といたしまして、今まで、どの自治体にあっても慣例的になっていた。長年、それで済んでいた。しかし、時代とともに問題が提起され、法的にも好ましくないと判断されているという中で、これを整備していくということになると。どの自治体も、そういった取り扱いで、決して不正なものを支払ったわけではない。要綱、規定をつくり、支出してきたわけであると。

質疑が終わりまして、討論です。討論はなく、採決の結果、全員挙手によって、議案第 112 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例は、原案どおり可決されました。

続いて、113号に入る前に、企画防災、健康福祉、農林振興、商工観光、建設課長及び天文台公園参事等の退席を願いました。

続いて、審査事項、113号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

提案説明は、本改正は、佐用町適応指導教室の組織的な位置づけを明確にし、子ども、若者をめぐる環境の悪化や、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども、若者の抱える問題が深刻化する中、教育に関する子ども、若者の育成の支援を総合的に推進するために、佐用町青少年育成センターに青少年相談室及び適応指導教室の2室を設置し、一層の強化を図ることを目的といたしております。

質疑として、教育委員会評価報告書による不登校に至った児童生徒への学習、生活指導はなされているものの解決が困難な傾向にある。青少年育成センターに併設することによって、これが、改善されるのか。答弁として、適応指導教室は、小中学校の不登校児童生徒を指導し、学校復帰を促している。しかし、問題は、子どもだけに関わっていても、改善されていない。親の会を立ち上げ、指導員も関わって改善を目指している。統計的には、小中学校の不登校の後が、高等学校、成人となっても、ニート、ひきこもりになっている傾向が見られる。親の会、センター指導員、所長代理も、その中に加わり、将来を見据えた取り組みを考えている。これをセンター業務として行いたいと。

質疑であります。適応指導教室開設から、何名参加、復帰は何名かと。答弁として、平成24年度5月時、3名のうち1名が学校復帰となっている。

続いて、また、更に質疑であります。親の会との話し合いはどうなっているのかと。答弁として、親の会には、適応指導教室指導員、センター指導員、スクールカウンセラーも同席していると。不登校の原因は、いろいろある。両親揃って話ができるということは少ない。父親の顔が見えない。両親揃って親の会に参加していただくよう努めていると。

更に、質疑であります。親の会の中に、いじめ等に関するものはと。答弁として、話し合いの中に、両親が子どもの不登校の原因を把握できていないこともある。普段、何気ないことが、子どものプレッシャーにあったこと。いじめと、友達関係のことなど、不登校の原因は、いろいろあることを知っていただきたい。

質疑であります。センターに2室置くということであるが、人員体制、経費はどうなるのか。答弁として、体制として、現在4名、基本として、原則、平日の午前中、この体制で対応したい。設置することによって経費がかかるということは考えていない。

質疑を終結し、討論になります。討論もなく、採決の結果、議案第113号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。以上であります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第110号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第110号について、委員長報告に対する質疑を行います。ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 110 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 112 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 112 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 112 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 113 号について、委員長の報告に対して質疑のある方、発言願います。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 113 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 113 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4. 議案第 115 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

日程第 5. 議案第 116 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

日程第 6. 議案第 117 号 佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

日程第 7. 議案第 118 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 8. 議案第 123 号 佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（委員長報告）

日程第 9. 議案第 124 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 4 ないし日程第 9 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 4、議案第 115 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 9、議案第 124 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまでの 6 件を一括議題といたします。

議案第 115 号ないし第 118 号、及び第 123 号、第 124 号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山田弘治君。

〔厚生常任委員長 山田弘治君 登壇〕

厚生常任委員長（山田弘治君） おはようございます。

ただ今から、厚生常任委員会報告に入りますけれども、今回、厚生常任委員会は、6 件の条例改正のほうの付託を受けております。

内容的にも、非常にたくさんございまして、要点は、まとめておるんですけども、議員の皆さんに、より分かりやすいように、ちょっと時間が掛かるか分かりませんが、ご了解の上、お聞きくださいますようお願いいたします。

それでは、厚生常任委員会報告をいたします。

第 53 回の開会日に付託を受けました 7 件について、審査をするための委員会を、平成 24 年 12 月 12 日、午前 9 時 30 分開会し、同午後 0 時 30 分に閉会をしております。付託

案件審査につきましては、午前 11 時 58 分に終わっております。

場所は、役場 3 階、委員会室兼控室。

出席者は、委員は 6 名全員であります。それに、議長。当局からは、町長、副町長、健康福祉課長、住民課長、上下水道課長、総務課長。事務局からは、局長、局長補佐であります。

議長、町長のあいさつを受けました後、直ちに審査のための委員会を開会をいたしました。

まず、議案第 115 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての報告をいたします。

まず、最初に、当局の追加説明を求めました。本条例は、地域主権改革一括法の施行により、介護保険法が改正。それに伴い、従来、厚生労働省令で定めることとされていた、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を、市町村が、自らの責任において条例を定める必要が生じたものであります。

この条例は、認知症対応型通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所をはじめとする、指定地域密着型サービス事業が、事業者が事業を行う上で守るべき人員、設備及び運営に関する基準をサービス種別ごと、国の基準に基づき定めるものであります。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所で、提供上必要と認められる場合、居室の定員は 1 人とするものの次に、但し書きで国の基準は、2 人とするところとなっているが、町は独自の基準として、従来どおり 4 人以下とすることができるものとの基準を参酌し定めるものと説明を受けております。このことについては、兵庫県においても法令規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例で、特別養護老人ホームの居室の定員を従来どおり 4 人以下までと認めており、町においても、個室よりも、利用者負担が低廉な多床室（4 人部屋）も低所得者にとって必要であり、個室を原則としながらも、整備の際の選択肢として、認める旨で定めることといたしました。

また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業をはじめとする本条例内のサービス事業は、利用者に対する、それぞれ各サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から国の基準では 2 年間保存しなければならないとなっているが、町独自の基準として、5 年間保存しなければならないという国の基準を参酌し、定めるものと説明を受けております。このことについては、兵庫県においても、条例で、介護サービス事業所等の記録の保存年限を 5 年間とすることと定めております。また、介護報酬の過払い金の返還請求権の消滅時効は 5 年であることから、関係記録の保存年限を 2 年から 5 年に延長する必要があり、国の基準を参酌し定めるものとしたという説明がありました。

次に質疑に入り、まず、委員から、改正することにより、今まで国で対応していた事務が、町に下りてくることによって、今の状態で事務的に問題はないのか。健康福祉課長、指定地域密着型のサービスについては、条例があり、申請書は町に出すようになっている。町に出した指定申請書に基づき指定基準、この事業所は基準に則っておるか等を含めて審査する。今回の一括法で、それぞれ、町で設けた、その基準の条例に基づいて審査するので、担当者のほうは、何ら変わりなく作業ができる。

続いて委員から、この一括法で出ている介護保険関係と言えば、78 条の 4 の 1 項、115 条の 14 の 1 項、78 条の 4 の 2 項、115 条 14 の 2 項、この 4 本の関連法があったと思うが、今現在、説明なり提案されているうちの条例の 115 号、116 号、117 号、この 3 本の中に、どう整理されているのか。115 号及び 116 号で、国の 4 本を 2 本にまとめているのか、その説明を求めたい。健康福祉課長、第 1 次一括法の中で、介護保険の運用条例があり、市町村への移譲は、この中で 4 本出ておりました。4 本の中で、地域密着型の関係で、運営とか人員をしているのが 2 本ありました。介護予防で、一括法で、市町に委任することが

2本ありました。今回、佐用町の場合は、4本を2本にまとめて、地域密着型の従来の事業所の関係と、介護予防に係る条例を、まとめて2本で、今回、115号、116号となっている。

続いて、委員のほうから、条例を短くまとめることはできないのかという問いがありまして、健康福祉課長からは、基準条例が200条を超す条例になっており、第2章からは、各サービス事業メニューごとの、人員に関する基準、それから設備に関する基準、運用に関する基準等があり、また、第3章では、次のサービスメニューの基準を挙げている。ボリュームとしては多くなっているが、見やすいような形で、事業メニューごとに挙げているので、ご理解をいただきたい。等々の質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、議案第115号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第116号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について報告をいたします。

まず、最初に当局に追加説明を求めました。

本条例は、地域主権改革一括法の施行により、介護保険法が改正。それに伴い、従来厚生労働省令で定めることとされていた指定地域密着型介護予防サービス事業基準を市町村が自らの責任において条例を定める必要が生じたものです。この条例は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所など、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、事業を行う上で、守るべき人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援方法に関する基準をサービス種目ごとに国の基準に基づき定めるものであります。

ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業をはじめとする、本条例内のサービス事業者は、利用者に対する、それぞれ各サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から国の基準では2年間保存しなければならないとなっているが、町独自の基準としては、5年間、保存しなければならないと基準を参酌し定めるものである。このことについては、兵庫県においても条例で介護サービス事業所等の記録の保存年限を5年間とすることと定めております。

また、介護保険の過払い金の返還請求権の消滅時効は5年であることから、関係記録の保存年限は2年から5年に延長する必要があると、国の基準を参酌し定めるものとしたという説明がありました。

続いて、質疑に入りましたが、質疑がなく、討論もなく、議案第116号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第117号、佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について報告をいたします。

まず、最初に、当局に追加説明を求めました。

本条例は、平成23年6月15日付で、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護保険法が改正。指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準等について、市町村が条例で定める必要が生じたものであります。この条例は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を従来どおり29人以下と定め、指定地域密着型サービス事業の指定における申請者の資格を従来どおり法人であるものと定めるものであります。

佐用町暴力団排除条例に基づき、地域密着型（介護予防）サービス事業の指定及び運営から暴力団を排除する旨定める条例文を追記し、定めるものとしたという説明がありました。

続いて、質疑に入りましたが、特に、質疑はなく、討論もなく、議案第117号は、挙手

全員で、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 118 号、佐用町廃棄物及び処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について審査に入りました。

まず、当局の説明を求めました。

第 9 条第 1 項の改正として、現行の佐用町の分別方法は、不燃物と可燃物の 2 区分を、改正案では、にしはりまクリーンセンターへ搬出するにあたり、それぞれ収集品目、6 区分 17 分別にするとの用語の修正を行うものであります。

次に、第 14 条の条文を削除し、削除した内容は、議案第 119 号で審議をさせていただいた佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例への組み入れ。第 16 条から 18 条までの条例の 1 条ずつ繰り上げ。第 17 条の次に 18 条として、1 条を追加をいたしました。

第 1 項として、近年、ごみステーションや、PTA 等各種団体が集団回収した資源物ごみや、粗大ごみの中から、資源となるものを持ち去る行為が、近隣市町で発生をしております。今回、条例で、佐用町や町長が別に定める者（町のクリーンセンターの環境整備員、町の委託を受けた許可業者の職員及び各種団体の委託を受けた業者の職員）以外の者が資源物を収集し、又は運搬してはならないとし、第 2 項で、町長は、前項の規定に違反し、資源物の収集、運搬、持ち去り行為に対して、その行為を行わないよう命じる（勧告行為）を定めるものとするものであります。

次に、第 22 条の許可申請手数料等の改正については、廃棄物の収集業務等を営む場合は、兵庫県知事の廃棄物収集運搬業の許可を受け、当該市町村へ廃棄物処理業の許可申請に一定の書類を添付し、許可を受ける必要がある。そこで、本条例第 22 条の 1 項に(5)、(6)の 2 号を追加し、その収集業者等の車両にも車両登録の手数料として 1 件 100 円の負担を願うもので、再交付の場合も 100 円負担をする。

にしはりまクリーンセンターにおいても、各関係市町から廃棄物収集等の許可通知書の写しを添付し、車両登録手数料として 1 件当たり 500 円を負担を願い、計量業務や軽減や営業範囲の許可等が実施をされます。

第 22 条に次の 1 項を加え、第 3 項として、町長は特別の事由があると認める場合は、手数料を減額又は免除することができるとの項目を追加し、今回の特別な事由とは、収集事業者等への、にしはりまクリーンセンターと同一の許可期間に統一し、収集業者等に事務的な理由により 2 年ごとの更新を一方的に解除する。不利益な再更新手数料は減額又は免除すること。

次に、別表 19 条のごみ手数料についての改正の要点は、現行の一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理手数料の直接搬入料金の積載重量 100 キログラムまでは 300 円、101 キログラム以上 200 キログラムまでは 600 円。201 キログラム以上 300 キロまでは 900 円。100 キログラム増すごとに 300 円の加算をする。改正案は、計量表示重量 10 キログラムにつき 100 円に料金を改定を行う。この料金は、計量表示重量 10 キログラムにつき 100 円は、にしはりまクリーンセンターに直接搬入する手数料と同額であります。以下、この別表 19 条の現行と改正案の表記の変更は、用語等の修正及び削除等であり、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行すると、当局側から説明を受けました。

続いて、審査に入りました。

まず、委員から、改正案の 18 条で、資源物の収集運搬について規定をされているが、ごみステーションが整備され、収集日が分かってくると、違反をして収集しようとするケースが頻繁に起きてくるのではないかと。罰則規定の必要性について検討をされたのか。住民課長、赤穂市議会では、12 月議会で罰則規定を設けたと聞いているが、本町では、検討はしたが、勧告に止めている。

更に、委員から、改正されたことに、例えば、100キログラム300円が、10キログラム100円になっている。町民に対する影響は。住民課長、今度は、資源化物として、今は、缶やビンに分けるようになっている。実質、今回、埋め立て処分地へ行くのは、家庭から出るガラス、陶器類になろうかと思うが、大きな影響はないのではないかと。

更に委員から、町内業者に頼む人もあると思うが、佐用町の者だとの確認は。住民課長、にしはりま環境事務組合の規定では、まず、車両登録をすることになる。町からは産廃物処理業者には、町から許可証が出ている。その許可証と、従業員の許可証のコピーを付けて、にしはりま環境事務組合に書類を提出し、なお且つ、その収集車両の登録手数料500円を、にしはりま環境事務組合が徴収することになっている。

更に、委員から、大量に購入している指定シールの取り扱いについて問う質疑が出されましたが、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第118号は、挙手全員で、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第123号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、当局の説明を求めました。

今回、地域主権一括法により、水道法が変わり、それに伴い条例を制定するものであります。

一つは、地方公共団体が水道事業をする場合には、布設工事の監督者並びに監督者の資格基準を定める。それと、水道技術管理者の資格基準、この三つを定めようとするものです。改めて条例を定めることによって、町独自の事務に専従する職員はおりませんし、技術上の習得年数と根拠をもって規定することができないので、今までどおり、水道法の施行令の運用をして、条例を定めさせていただきたい。

条例の制定は、今の水道事業の給水条例は、水道料金、加入金、手数料等の管理に関するものを定めているので、技術基準とか、資格基準については、この基準の中の一部に組み込んで条例を制定することはなじまないもので、この案件については、改めて、新しい条例として制定をさせていただきたい。

それに対して、質疑に入り、委員から、地域の自主性と自立性を高めるための改革の推進を図ると書いてあるが、今までの、水道法の上位条例というのは、町の条例と、どう違うのか。上下水道課長、今までどおりの水道法で施行令を運用させていただき、基準としてやっていく。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第123号は、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第124号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について、当局の追加説明を求めました。

これにつきましても、地域主権一括法の関係で、下水道法の改正であります。それに伴う条例等も改正されました。これについては、公共下水道の構造の技術上の基準、また、排水施設及び処理施設に共通する構造上の基準、それらの適用除外、終末処理場、維持管理等を条例で定めることになりました。これについては、今の下水道条例については、下水道法、また、その他の法令によって、管理及び仕様、必要な事項を条項に追加をさせていただき、今の町の下水道条例の一部を改正という形をお願いをしたい。内容については、下水道条例2条の後に、6つの項目を追加させていただき、改正をお願いしたい。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論もなく、議案第124号は、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決をされました。

以上、6件につきましての報告を終わります。

なお、詳細につきましては、事務局のほうに議事録置いておりますので、後ほど、ご覧いただけたらと思います。

以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。  
それでは議案第 115 号から順に、委員長報告に対して、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。  
まず議案第 115 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 115 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 115 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 116 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 116 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 116 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 117 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 117 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 117 号、佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 118 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。  
ないようですので、質疑を終結します。

[石黒君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、ありますか。はい、石黒議員。

14 番（石黒永剛君） 118 号の別表についてですね、一般廃棄物処理手数料、し尿処理手数料の計画収集の 92 円のなる分なんですけれども、これは 101 につきというような文言になってます。条例でありますので、ちょっと確認したいと思います。  
それから、更に、参考資料のページ 553、555 になるんですが、これについてもし尿処理手数料については 101 の表現になってます。これ、何か、10 リッターにつきとかいうような単位が入るんじゃないんですか。ありましたか。

議長（西岡 正君） はい、委員長。山田議員。

厚生常任委員長（山田弘治君） 石黒議員がお尋ねの件については、この委員会の中では出ておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[石黒君「答弁」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） 出てないということでもあります。

14 番（石黒永剛君） 出てないということは、条例が違ってくるがな。

議長（西岡 正君） 直接ですか。

14 番（石黒永剛君） 回答願います。

議長（西岡 正君） そしたら、はい。ほな、お答えしてもらえますか。

[石黒君「条例やからな。重要や」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） 本来は、委員長に対しての質疑ですんで。

住民課長（梶生隆弘君） 大文字のエル。

14 番（石黒永剛君） エル。脱字やね。

住民課長（梶生隆弘君） 小文字のエルになっていると思うんですが、実際は、この大文字のエルという形で。

[「（聴取不能）」と呼ぶ者あり]

住民課長（梶生隆弘君） 訂正します。はい。

議長（西岡 正君） はい。それで、いいですね。

[石黒君「10 リットルやな」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） いいですか。石黒議員、よろしいか。

14 番（石黒永剛君） はい。はい。

議長（西岡 正君） ほかに、ございますか。  
石黒議員、よろしいか。

14 番（石黒永剛君） はい、よろしい。

議長（西岡 正君） 質問者がよろしいということでもありますので、ほかにございますか。  
ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 118 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 118 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。続いて議案第 123 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。これから討論に入りますが、討論ありますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。これより議案第 123 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 123 号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。続いて議案第 124 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。これより討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。これより議案第 124 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 124 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 120 号 佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について（委員長報告）

- 日程第 11. 議案第 121 号 佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 12. 議案第 122 号 佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な  
町道の構造の基準に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 13. 議案第 125 号 佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について  
(委員長報告)

議長 (西岡 正君) 日程第 10 に入ります。

日程第 10 ないし日程第 13 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 (西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって日程第 10、議案第 120 号、佐用町  
町道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてから、日程第 13、議案第 125 号、  
佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についての 4 件を一括議題とい  
たします。

議案第 120 号ないし 122 号及び第 125 号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託い  
たしておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

[産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇]

産業建設常任委員長 (高木照雄君) それでは、産建常任委員会に付託案件、4 件を報告した  
いと思います。

ちょっと、体調を崩しておりますので、書類を配らせてもらったんは、もし、今日、出  
れなんだらということで、この書類を作らせてもらいました。えらい申し訳ございません。  
何とかやってみますので、よろしくお願いします。

日時は、平成 24 年 12 月 13 日木曜日、午前 9 時 30 分開会し、午前 10 時 16 分、議案  
審査を、案件審査を終わりました。10 時 43 分に閉会しております。

場所は、3 階、委員会室兼控室。

出席者は、委員 6 名全員。それから議長さん。当局から、町長、副町長、総務課長、建  
設課長、商工観光課長。事務局から、局長と局長補佐が出席していただいております。

まず、第 53 回定例会から付託案件されました議案第 120 号、佐用町町道の構造の技術  
的基準に関する条例の制定についてを発表させていただきたいと思います。

最初に、建設課長より追加説明がありました。地域主権一括法ということで、道路法の  
一部が改正になりました。この道路法の第 30 条 3 項に、新たに、市町村道の構造の技術  
的基準を、政令で定めるという基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団  
体が条例で定められることとあります。一般的な技術基準を、道路構造令と同一の基準で  
定めています。この今回の地域主権一括法に伴い、町の条例を制定するにあたり、そのま  
ま標準させていただき、町の条例とさせていただいておりますので、変化等はないと思  
います。

それで、議員のほうから質疑がございました。5 級がほとんど。末広久崎線が 4 種の 3  
級ではないかということとありました。課長より 3 種の 3 級ではなく、申し訳ない。末広  
線は 3 種の 4 級が正しいということとありました。

それから、10 条関係で、自転車道とか、11 条関係で、自転車歩行者道という、いろいろ

る条文があるんだけど、本町において自転車専用道路なり、自転車歩行者道は、国道関係ではよくあるが、自転車と歩行者の看板等のマーク、町道関係で、自転車歩行者道とかそういう物はあるのかということでありましたけど、課長のほうより、自転車道というのは、佐用町ではありません。

また、自転車歩行者道は、国道関係に見かけるけども、町道では、基本的に3メートル幅になっておりますので、今度、新しく町道をつくった場合、今後、そういうことを参考にしていきたい。

それから、議員のほうから、最後の確認ということで、他の議案とも関係があるのだけれども、今度の一括法関係で、道路法の関係もそういった国基準を参酌してとなっておるんだけど、幅3メートルが国基準としたら、2.5メートルにするのか。そういった基準の制定もあるんですかという質疑に対し、課長より基本的には、この41条からあとに、特例というものがありますと。また、町長のほうから、参酌するということは、地域主権という趣旨から見て、その、同じ地域の実情で、例えば、2.5メートルの町道であっても、それは、町道としてやればいいことで、特例を認めるところで、柔軟に対応したいと、私は解釈しておりますということがありました。

それから、議員より、兵庫県から岡山県へ行く場合、極端に道路の幅が違うという、佐用町から他の町へ行く場合にも違うということは、整合性は取っておるのかということです。課長は、今後、要は行政が変わる地域については、協議をして考えていくということでございました。また、町長より、佐用町が独自に制定しなさいということになっておりますけれども、制定するに当たっては、全部、県のほうに報告し、協議をして、県は県全体で、ある意味において指導をし、町としては、指導を受け、勝手にどうでもしたらいいということじゃないんですということでした。

質疑、討論を終わり、議案第120号を全員賛成で可決しました。

続きまして、議案第121号、佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について、課長より、追加説明があり、地域主権一括法の施行によりまして、この道路法の一部改正があったということです。

議員より、案内標識、警戒標識で、町道に立てる場合、この基準で立てるんだが、費用負担は町がするのかということで、課長より、はい、そうですと。要は、この案内標識と警戒標識は、規制標識は、公安委員会で持つということです。

ほかに質疑、討論もなし。議案第121号を採決した結果、全員賛成で可決しました。

続きまして、議案第122号、佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定についてということで、また、課長より、地域主権一括法ということで、制定しております。

議員より、道路のバリアフリー化の関係で、歩道の高さのバリアフリー化という基準、新たに、条例で定めるのでしょうかと。町が設けた基準だから、進むとか、進まないとかという変化はないんですかという質問がありました。課長より、この基準に基づいて整備していく。今までとは、変わりません。町に条例化は、制定が義務付けられていますので、条例化したということでございます。

議員より、特定道路の指定はどこになっているのか。本町でか。これは、国が指定するということでございました。

議案第122号、質疑、討論を終結し、全員賛成で可決いたしました。

続きまして、議案第125号、佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてです。

課長より追加説明がありました。町営住宅の敷地内に児童遊園又は集会所を設ける場合は、入居者に加えて、周辺の地域の住民が利用できる施設とするものです。再生可能な資

源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地内の緑化等に努めることにより、環境保全に配慮するものと。通勤、通学、日用品の購入、その他、入居者の日常生活の利用を考慮して指定されたものでなければならない。敷地内には、雨水及び汚濁を有効に排出し、また、処理するために必要な施設を設けなければならない。町営住宅の建設にあたっては、形式および仕様がそれぞれ異なる住宅の組み合わせなど、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにすることにより、高齢者等が安心して生活できるよう配慮するものであるという説明がありました。

議員より質疑がありまして、第9条の関係で、住戸の基準で、床面積、1戸は25平方メートル以上。今後はすべてこの基準でやるということになっておるのかと。現行の、前の国基準は19平方メートル。これから床面積は、25平方メートルになるのかと。町長より、町営住宅においては、19平方メートルよりも小さな面積のものはありません。

議案第125号、質疑と討論を終了し、採決に入りました。全員賛成で、第125号は、原案どおり可決しました。以上、報告終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第120号から順に、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず議案第120号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって議案第120号、佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第121号について、委員長の報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 121 号を、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 121 号、佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 122 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 122 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 122 号、佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 125 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結します。

これより議案第 125 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 125 号、佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫く休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしといたします。55分、10時55分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時38分 休憩

-----  
午前10時53分 再開

議長（西岡 正君） それでは、全員お揃いですので、休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第14. 請願第3号 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第14、請願第3号、「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書を議題といたします。

請願第3号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山田弘治君。はい、お願いします。

〔厚生常任委員長 山田弘治君 登壇〕

厚生常任委員長（山田弘治君） それでは、請願に入る前に、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

私、先ほど、議案第118号で、ちょっと、佐用町廃棄物、及びを入れたと思います。この及びを消していただいて、産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例ということで、廃棄物及びの文字を消していただきたいというふうに思います。

それでは、最後に、請願第3号、「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書について、審査に入りました。

まず、私のほうから、福祉4団体についての確認をさせていただきました。

まず、紹介議員のほうから、4団体については、一つ目が、兵庫障害者連絡協議会。次に二つ目が、兵庫県保育所運動連絡会。次に、兵庫県学童保育連絡協議会。四つ目が、全国福祉保育労働組合兵庫地方本部の4団体であるとの説明を受けました。

引き続き、請願第3号についての追加説明を求めました。新システムについて資料が配布され、5点について補足説明が行われました。

初めに、児童福祉法24条で、市町村の実施義務に加え、認定こども園や家庭的保育事業等で保育を確保すればよくなり、公的責任が縮小することがある。

2、次に、入所について、市町村が受け入れ先を決めていたが、入所の契約が保護者と施設が行う仕組みになる。

次に、保育を営利や産業に道を開き、複雑な施設サービス型になる。

子育て世代の生活実態は、国民生活基礎調査では、6割以上が生活が苦しいという結果が出ているとの追加説明があり、続いて、審査に入りました。

まず、委員から、この請願は、佐用町に関係があるのか。これに対して、紹介議員のほうから、今まで、保育は町が責任を持ってやっていたが、その点が、新システムでは変わっていく。保育所関係の施設の改修とかは、建設費の4分の3を国、町村が負担をしていたが、国庫補助制度がなくなることで、保育所の施設整備が困難になる。一番大きな問題は、入所が直接契約制度になるということです。

次に、委員から、請願内容について、詳細に承知をしていないので、基礎自治体の町長に、細かな説明なり、協議の場などが持たれているのかどうかお聞きしたい。健康福祉課長、今現在、内閣府、文科省が、それぞれ協議をされる中で、認定こども園という形で、今回、法令、制度化され、今回、国会を通ったということです。公布はされていますが、2年間ぐらいは経過措置を設けて、平成27年度から実施に向けてということで、現在、審議の最中と聞いている。佐用町に対しての説明は、9月に、県下一斉に担当者会議があったのみであるということです。

続いて、委員から、子どもを増税の言い訳にしているということは、どういうことか。また、市場に委ねると格差が持ち込まれるということがあるが、どういうことになるのか。等々の質疑が出されましたが、質疑を終了し、討論に入り、まず、反対討論があり、続いて、賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、討論を終結し、請願第3号の採決に入りました。

採決の結果、挙手少数で、請願第3号は不採択とすることに決定をいたしました。

以上で、請願に対する報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは請願第3号について、委員長の報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行いますか、ございますか。ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。賛成のほうですか。反対の方ありませんか。

はい、賛成のほう、ほなお願いします。はい、どうぞ。

17番（平岡きぬゑ君） 賛成なんですけど。いいですか。

議長（西岡 正君） はい。

17番（平岡きぬゑ君） 子ども・子育て関連法、新システムを実施しないように、国に意見書提出を求める請願の賛成の討論を行います。

新システムは、社会保障と税の一体改革の中で成立し、本格実施は、2015年10月以降とされておりますが、2013年、来年度には、子ども子育て会議を設置し、基本指針の策定、本格実施に向けた基準などの検討を開始する予定ということになっています。

新システムには、委員会でも指摘したところですけども、問題点があります。

第1に、児童福祉法24条で、市町村の実施義務に加えて、認定こども園の家庭的保育事業などで、保育を確保すれば、市町村は、その環境を整えるだけで、責任が曖昧にされ、

つまり、公的な責任が縮小する恐れがあります。

二つ目に、入所については、市町村が受け入れ先を決めていたものが、入所の契約が保護者と施設が行う仕組みと変わり、市町村は、保護者の就労を基にして、保育利用時間を認定、子どもの、つまり、子どもの生活や発達保障の視点を欠いた機械的に利用時間が決められる。つまり、集団保育が成り立たなくなります。そして、施設経営では、保育必要量が給付費に直結して経営を圧迫する事態にもなってきます。そして、保護者には、これまで以上の費用負担が掛かる恐れがあります。

三つ目として、保育を営利や産業に道を開いて、保育基準、保育条件に格差が持ち込まれることになって、子どもの保育に格差が生じることとなります。公費が、保育費費用以外に流用される。つまり、保育の質の低下を招いてきます。

4点目には、子育て世帯の生活実感は、6割以上が生活が苦しいという、そういう結果が、国民生活基礎調査で出ておりますけれど、保護者の保育料は、認定を超えた保育料負担増につながっていきます。

五つ目として、保育所整備補助金が廃止され、保育所維持のための改築、修繕などが難しくなってきます。子どもの権利を侵害する、こうした新システムの実施ではなく、子ども本位の保育制度の充実こそが、求められていることを述べて、国に対し意見書を提出することに賛成をいたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。ないようですので、討論を終結します。  
これより請願第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本請願に対する委員長の報告は、不採択です。従って原案について採決します。  
請願第3号を、

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

1番（石堂 基君） 委員会のほうは不採択だったと思うんですけども、先ほど何か、その委員会の不採択に賛成の採決。

議長（西岡 正君） 原案にね。

1番（石堂 基君） 原案ですか。

議長（西岡 正君） 原案です。

1番（石堂 基君） 失礼しました。

議長（西岡 正君） 委員会は、委員会で終わってますので。  
従って、原案について採決します。  
請願第3号を採択することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数です。よって請願第3号、「子ども・子育て関連法（新

システム) 」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書については、不採択とすることに決しました。

---

日程第 15. 発議第 5 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 16. 発議第 6 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長(西岡 正君) 日程第 15 に入ります。

日程第 15 及び日程第 16 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定の案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、発議第 5 号の審査に入りますが、発議第 6 号についても関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、発議第 5 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について。及び、日程第 16、発議第 6 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、敏森正勝君。

〔議会運営委員長 敏森正勝君 登壇〕

議会運営委員長(敏森正勝君) それでは、ただ今、上程されました発議第 5 号及び発議第 6 号について一括議題とされましたので、順次説明を申し上げます。

発議第 5 号及び発議第 6 号については、主に、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律、平成 24 年法律第 72 号で、地方自治法が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

発議第 5 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則については、まず、第 17 条第 1 項及び第 69 条第 2 項において、地方自治法の改正により、引用している条項に変更が生じたため、改正を行うものです。

次に、地方自治法の改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、会議規則の改正を行い、第 14 章に公聴会の規定を設け、第 112 条に公聴会開催の手続、第 113 条に意見を述べようとする者の申出、第 114 条に公述人の決定、第 115 条に公述人の発言、第 116 条に議員と公述人の質疑の規定を新たに追加するものです。

また、第 15 章に参考人の規定を設け、第 118 条に参考人の規定を新たに追加するものであります。

この規則は、公布の日から施行するものとしますが、第 69 条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日から施行するものです。

次に、発議第6号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例については、まず、第1条関係ですが、これまで、全国町村議会議長会の標準町村議会委員会条例に規定されていましたが、本町では設けていなかった任期満了前の後任者の選任について、常任委員及び議会運営委員の任期を2年としていることから、後任者の選任を、任期満了前20日以内にすることができるよう第7条に追加するものです。

第2条関係では、地方自治法の改正において、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例の改正を行うものであります。改正法では、常任委員会の所属義務、特別委員の在任期間の規定が削除されたため、これまでと同様に、委員会条例第7条第1項に、少なくとも一の常任委員となるものとする常任委員の所属義務を。また、第2項に、付議された議案の審議期間を在任期間とする特別委員の在任規定を追加するものであります。

条例の施行日につきましては、公布の日から施行するものとしますが、第2条については、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行するものとします。

以上、ご承認賜りますようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（西岡 正君） はい、発議第5号及び発議第6号に対する委員長の説明が終わりました。

本発議につきましては、本日即決といたします。

発議第5号から順次、質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いいたします。

まず、発議第5号に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、発議第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第5号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

続いて発議第6号に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、発議第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第6号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第17. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第17に入ります。  
日程第17は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。  
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、お手元に配付いたしております別紙申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。  
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第53回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月6日を初日として、本日まで20日間の会期をもちまして、12月定例会でご審議をしていただきました。出されました案件には、皆さん方、十分、ご審議の上、それぞれの結論が出たと思います。本当にありがとうございました。

これから、日一日と、ますますと寒くなって参りますので、議員各位、また、町長をはじめ、職員の皆さん方におかれましても、お体を十分ご自愛の上、また、新しい、良い年をお迎えになられますことをご祈念申し上げまして、簡単でございますが、あいさつに代えさせていただきます。町長、お願いします。

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、閉会にあたりまして、一言、ごあいさつをさせていただきます。

本12月議会におきましても、多くの条例の制定、また、補正予算等、たくさんの議案を上程をさせていただきました。それぞれ、ご審議をいただきまして、全て、原案のとおり

り承認をいただきましたこと、まずもってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

平成 24 年も、残すところ、後 1 週間になりました。今年も師走の総選挙、国政選挙が行われるなど、本当に 1 年間、長引く不況の中ですね、慌ただしい不安定な 1 年となりましたけれども、佐用町におきましては、議員の皆様方におかれまして、年度途中、松尾議員が亡くられるという不幸もありましたけれども、皆さん方には、健勝にて、それぞれ町政発展のためにですね、ご尽力、また、ご活躍をいただきましたこと、改めて、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

24 年度も年明けますと、もう、残すところ、わずか 3 カ月となります。国におきましても政権交代があり、新しい政権が発足するわけですがけれども、新たな、どのような政策が打ち出されるか、町、景気対策等、新たな政策にも、期待をしたいところでもありますけれども、何はともあれ、新年度に向けてですね、佐用町におきまして、町民のために、佐用町の将来へ向けた、精一杯の新予算、計画を作っていくというふうに考えております。

引き続きですね、いろいろとご指導ご鞭撻いただきますように、よろしく願い申しあげたいと思います。

本当に、12 月、非常に寒い日が続きまして、今朝も雪がチラついておりました。体調を崩されている方もおありのようですけれども、元気に、本当に、ご家族共々、良い年をお迎えいただき、引き続き、更に一層のご活躍をされますように、心から、ご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつをさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前 11 時 15 分 閉会

---